

## 資 料

# スロヴェニア共和国環境保護法（1）

黒木三郎・岩崎由美子  
大橋憲広・林 研三  
前川佳夫  
訳

## 環境保護法

### 第1章 基本条項

#### 第1節 一般規定

##### 第1条（本法の目的）

(1) 本法は、生活環境の保護、生活環境と不可分の関係にある自然環境の保護、及び天然資源利用の一般条件（以下「環境保護」という。）を規定する。環境保護は、健全かつ持続可能な開発（以下「環境保全型開発」という。）の基礎条件である。

(2) 開発過程、土地空間の開発及びその利用、並びに環境に影響を及ぼすその他の行為に対する規制は、開発及び環境に係る必要の均衡に基礎づけられる。今日の世代の必要の充足にあたっては、将来の世代が等しくその必要を充足しうよう配慮する。

(3) 環境保護の目的は、自然の諸要素、生態系、天然資源及びそれらに含まれる自然財の一体的調和性、多様性及び良質性の保全、改良及び開発である。

(4) すべての環境保護活動及び環境保護基準の規準は、人の健康、福利及び生活の質、並びに生物の生存維持、健康及び安寧である。

##### 第2条（環境保護の所掌）

(1) 環境保護はスロヴェニア共和国（以下「国」という。）の責務である。但し、国の管轄権内にある場合であっても、都市開発に関する法定の事項又は地域的特性若し

くは地域的重要性を有する事項を除く。

(2) 地域的特性又は地域的重要性を有する事項とは、地方行政団体の区域内にのみ関与、発生し、又は発生する傾向をもつものであって、その範囲又は影響が当該区域を越えず、また、それらの処理、編成、整理、統制、防止、助成、推進その他につき、地方行政団体自らが措置することができるものをいう。特に、次に掲げるものである。

1. 地方行政団体が所有する天然資源又は地域的重要性を有する天然資源
2. 環境保護に関する地域公共事業
3. 当該地方行政団体の管轄権内にある特定の環境保護措置
4. 環境保護の分野での実施要項策定及びそのスケジュール化
5. 原状回復のための準備及び実施のための助成金補助の責任
6. 詳細な又は特別な監視制度の保障

### 第3条 (環境保護の目的)

(1) 環境保護の主たる対象は次に掲げることである。

1. 自然の生命力、生物の多様性、野生生物種及び生態系均衡の継続的保全
2. 天然資源、天然の遺伝子並びに生産土壌の多様性及び良質性の保全
3. 景観その他消費に適さない天然資源の多様性、その文化的美的価値の保全及び回復
4. 天然資源、天然資材及び天然エネルギーの消費低減化

(2) 環境保護の実施目標

1. 再生可能な天然資源の利用への段階的移行
2. 環境に対する脅威の防止及び環境への負荷の軽減
3. 環境損壊の回復及び環境の自己再生力の再建

(3) 環境保護の対象は環境保全型開発の実施にかんがみ次の事項を含む。

1. 天然資源消費及び廃棄物発生を最小化に資する生産及び消費形態の変更
2. 環境への負荷を軽減又は回避するための技術開発及びその応用
3. 無害かつ分解可能な化学物質及び生物に蓄積されない物質の利用

### 第4条 (環境保護の保障)

(1) 環境保護は次に掲げるものの権限及び責任で保障される。

1. 国
2. 地方自治体、都市自治体又はその他広域地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）

3. 個人としての国民若しくは住民、諸団体、又は職能組織その他の団体及び環境保護を目的とする非政府組織に所属する国民若しくは住民。

4. 環境保護活動に従事する事業者及びその団体
5. 公共事業の実施及びその範囲内で特定の事項の遂行に従事する者、並びに環境保護の分野において公的資格を付与された者
6. 環境への負荷に対して責任を有する者

## 第5条（定義）

(1) 本法の目的に照らして次の各項の定義を適用する。

1. 環境とは、人の行為によって影響を受け、又は受けるおそれのある自然の要素をいう。自然環境は原生的自然及び人によって変形された自然を含む。生活環境とは人に直接影響を及ぼす環境要素である。本法において、開発された環境及びその他の技術的環境は、環境変化の要因である場合に限り環境要素とする。

1.1. 自然とは、物質世界及び相互に関連し、依存し合う諸要素又は諸過程を支配する自然法則の構造の全体をいう。人は不可欠な自然の部分である。

1.2. 自然的要素とは、岩質圏、土壌圏、水圏、大気圏及び生物圏を形成する土地、水、大気、植物相及び動物相である。

1.3. 自然的要因とは、物理化学的作用、土地の起伏、気候、水学的、生物学的条件及びその他環境変化の原因となる諸要因である。環境的要因は人の行為による影響を含む。

2. 生態系とは、機能単位として相互に作用する自然的要素又は自然的要因の結合として現れるビオトープ及び生物群集の動態系である。

2.1. 生息地とは、個々の有機体又は個体群の通常のビオトープである。

3. 天然資源とは、人間の物質的又は非物質的欲求の充足にとって不可欠な自然の構成要素である。天然資源は、国の自然資産、ストック、フロー又は消費に適さない天然資源のいずれかに該当することもあり、また、その複数に同時に該当することもある。希少かつ貴重な又は相当程度の価値を有する天然資源は自然財とみなす。

3.1. 国の自然資産は公有の領域に含まれる。国の自然資産は、地上、地下、水中、海中、又は大気中の公有資源の未開発の部分であり、平等な条件下でアクセスし行為する権限が全ての者に付与される。

3.2. ストック及びフローの資源とは、直接又は間接的な経済開発の目的となりうる、再生可能又は再生不能の自然的要素である。

3.3. 消費に適さない天然資源とは、希少かつ貴重な自然現象、その他価値の高い自然現象、その構成要素、又は有機的若しくは無機的な自然の一部の他、自然地域若しくは自然地域の一部、植物種、動物種及びそのビオトープ、生態系、自然的若しくは文化的景観の一部、又は開発された自然である。

4.1. 環境に影響を及ぼす行為（以下「行為」という。）とは、健康及び環境に影響

を及ぼす可能性があり、また、それらに危険を及ぼす継続的若しくは一時的な人の活動又はその懈怠をいう。環境に影響を及ぼす行為は、環境の人為的な変更、環境への負荷、又は環境変化の自然的過程への制約であり、次の各項に関するものである。

天然資源の開発及び利用

土地空間の開発及び利用

生産その他の活動

物の輸送及び利用

水、大気及び土壌への排出、廃棄物の処分及び集積、並びにその他環境への影響

4.2. 禁止行為とは、環境への過度の負荷、脅威、又は損壊を引き起こす行為である。

5.1. 排出とは、物質（液体、気体、又は固体）又はエネルギー（騒音、振動、放射能、熱、光）が特定の発生源から環境へ流出又は放出することである。

5.2. 摂取とは、排出、並びに自然的及び人為的な要因の作用の結果としての環境への物質の凝集及びその他の現象である。

5.3. 廃棄物とは、所有者の知れない固体、液体又は気体状の物質若しくは物体であって、製造者、所有者又は占有者自らが利用し得ず、若しくは利用を望まず、又は必要としないものであり、その者に不便又は危害を加えるものである。廃棄物は、環境保護その他の公共の利益のために、関連規則により、処理、変形又は廃棄されなければならない。

5.3.1. 有害廃棄物とは、未処理の状態において、及びその物理的、化学的又は伝染性を有する特質によって、環境から分離されていない場合には、その放置又は食物連鎖を介しての有機体への蓄積の結果又は相互作用その他によって、直接的又は間接的に有機体に影響を及ぼすことにより、人の健康への脅威の一因又は原因となりうるものをいう。廃棄物は、反証がない限り、有害であるとみなす。

5.3.2. 放射性廃棄物とは、一個の又は複数の放射性同位体を含む有害廃棄物である。放射性廃棄物は、低位、中位、高位の放射能をもつ廃棄物であり、その特性により、特別の処理を必要とする。

5.3.3. 都市廃棄物とは、住宅地、公共用地又は公共施設で生じた家庭廃棄物、又は製造業若しくはサービス業から生じた同種のその他の廃棄物である。都市廃棄物は主に固体であり、その内容は均質でない。都市廃棄物の処理は、その発生源の拡散及び排出量を考慮して、各地域レベルで確実に行われなければならない。

5.3.4. 都市下水とは、都市廃棄物の性格を有する廃棄物のうちの主として液体であり、その除去及び浄化に特殊技術を要するものをいう。

5.3.5. 特殊廃棄物とは、有害廃棄物又は都市廃棄物以外の廃棄物であって、その

規模及び性質に応じて、特殊な手法で処理されなければならない廃棄物である。

5.3.6. 廃棄物処理施設とは、地上若しくは地下又は建造物内において、継続的若しくは一時的に廃棄物の安全かつ制御された処分をなすものをいう。廃棄物処理施設は、人の健康、水、大気の水質、処理施設区域外の生態学的条件又は景観を害さず、また、この目的のために講ずる防止措置は、効果がすでに検証された利用可能な最善の技術によるものでなければならない。

6. 環境負荷とは、負荷それ自体又はその結果を含むと否とに関わりなく、環境汚染、環境の価値低下、環境への危険及び環境損壊、並びに天然資源の利用又は開発を、単独又は相互作用によりもたらす行為又は行為の結果をいう。

6.1. 許容環境負荷とは、既定の基準及び許容される行為の範囲（限界値）を超えることのない負荷である。

6.2. 制限超過環境負荷とは、既定の限界値又は許容される行為の範囲を超える負荷である。

6.3. 総負荷とは、複数の同種の成分による影響及び効果の総和である。集積負荷とは、現存する異種成分全ての影響及び効果の総和である。

6.4. 警告限界値とは、諸規則によって定められる限界値であり、放置が繰り返される場合に有害な影響が発生し得る限界値である。この値は警告及び勧告の根拠となる。

6.5. 環境への危機的負荷とは、諸規則によって定められる限界値を超える負荷であり、放置が短期間であっても、有害な影響の防止に必要な緊急措置を講ずる根拠となる。

7.1. 環境汚染とは、汚染行為又は汚染自体を含むと否とを問わず、環境の中和力及び再生力、並びに環境利用及びその開発の可能性を減じ、物的損害を引き起こす行為による有害な影響又は効果である。

7.2. 環境価値の低下とは、非消費天然資源及び生活の水質に関わる自然的条件の悪化を引き起こす行為による有害な影響及び効果である。

7.3.1. 環境損壊のリスクとは、ある行為が、環境並びに人の生活又は健康を直接的又は間接的に害する可能性である。

7.3.2. 環境に対する危険とは、偶発事故発生蓋然性の高さ又は発生し得る損害の範囲を考慮した、受忍できない過度の危険である。ただし、特に必要とされる特別措置を講ずる場合を除く。

8. 環境損壊とは、環境の再生力及び許容される行為の範囲を超え、環境又はその一部の甚大な規模の悪化又は破壊を伴う行為の結果をいう。

9.1. 生態環境事故とは、異常事態、制御不能の事態、制御不能の影響若しくは行

為によって引き起こされた事態、並びに人の生活及び健康に対する脅威若しくは破壊、環境損壊、又は環境への危機的負荷をもたらす事態の連鎖をいう。

9.2. 環境の濫用とは、生態環境事故、環境損壊、又は自然財の破壊の原因となる、故意又は過失による行為、若しくは委任手続の懈怠である。

10. 環境負荷に責任を有する者とは、公法上のものであると私法上のものであるとを問わず、直接的若しくは間接的に、また、単独若しくは同時に、環境を汚染し（汚染者）、環境を悪化させ（環境悪化原因者）、環境危機をもたらす（環境危機原因者）、又は環境の諸要素の利用、開発若しくはその他の方法で環境の諸要素を侵害する法人又は自然人（天然資源利用者）をいう。

11. 環境負担金とは、財物の利用に係る環境負荷、又は法律に定められた環境負荷に対して責任を有する者が負担すべき未払いの全費用をいう。

12.1. 保護すべき自然財とは、地理的に画定された地域（保護区域）、又はその非凡性若しくは希有性の故に、その生態学上その他の機能を保全するために、特別な保護下に置かれる自然の重要部分である。保護すべき自然財の地位は、個別又は共同による特別の管理制度を基礎づけ、かつ、自然保護の方法及び規模の基礎をなす（保護制度）。

12.2. 絶滅の危機にある環境の地位とは、広範囲にわたる自己回復、新しい状況の創設、個々の領域、個々の生態系、又はその他の天然資源の原状復帰を目的とする特別制度の基礎である（包括的自己回復制度）。

13. 環境監視制度とは、選定された場所において、環境要素又は環境成分の質に関する特殊なパラメータ及び指標の系統的な測定を通して環境状態を継続的に観察及び監視することであり、これらの変数によって環境の変化を発見することを目的とする監視手続である。

## 第2節 基本原則

### 第6条（包括的原則）

(1) 諸規則の採用、奨励資金、救済資金、免許付与、課税、公共金融政策の採用、及び監視その他の措置の計画立案にあたり、国及び地方公共団体は、環境影響評価の実施につとめる。その効果において同等な複数の環境保護措置を採用しうる場合は、経済効果の高いものを選択しなければならない。

(2) 国及び地方公共団体は、環境保護の目的の達成に必要な共同的措置を講ずる。

(3) 国及び地方公共団体は、責任を有する当事者の活動、又は環境保護活動に従事する他方当事者による市場での役務の提供によって、環境への悪影響を排除できない場合には、環境保護の分野での公共事業を提供する。

### 第7条（協力の原則）

- (1) 本法第4条に規定される当事者間の従前からの協力は環境保全に対する制度的取組みによって確保される。
- (2) 環境環境負荷を引き起こした当事者自身による当該負荷削減のイニシアチブが環境負荷問題を解決する制度的手段と同程度に有効である場合は、前者が優先される。
- (3) 国は地球規模の又は国際的な環境保護問題の解決にあたっての協力及び連帯を国際的合意の支持、環境への生態学的災害、脅威の他国への通報、及び情報の国際的な交換によって保障する。
- (4) 地方公共団体はその地域の環境問題の解決にあたって協力及び連帯を保障する。

### 第8条（防止に関する原則）

- (1) 所定の手続き、基準値及びその他の基準を具体化する方式、並びにそれぞれの活動の計画及び実施の方式は、できうる限り環境変化を引き起こさず、環境危機を最小限にし、築造、製造、輸送、及び利用にわたって土地空間、原材料、及びエネルギーの消費を最小とするものでなければならない。このことは、代替物利用、リサイクル、及び再生利用の原則に配慮すること、その源となる環境負荷に対して事前に対処すること並びに環境負荷を制限することを含む。
- (2) 前項の規定を適用するにあたっては、市販され、実際に検証され、及び十全であると証明されている最良のコンセプト、技術、設備、及び生産方法、また、代替物利用、リサイクル、及び再生利用が、相当程度に高いコストであっても、優先的に採用されなければならない。
- (3) 予防措置を理由として前項に規定されたコンセプト、設備及び生産方法の利用を逸脱することは、予期できない間接若しくは直接の環境負荷の可能性を排除できることが科学的根拠により、又は他の方法によって信頼すべき証明がなされる活動の場合にのみ許される。
- (4) 環境に対する重大かつ回復不可能な損壊の危険性が存在する場合は、科学的に十分な確証のないことが必要な行動を遅らせる理由とされてはならない。

### 第9条（環境負荷に責任を有する当事者責任の原則）

- (1) 過度の環境負荷に責任のある当事者は、法律の定めるところにより、刑事的及び経済的責任を負う。
- (2) 前項の責任は、環境負荷に責任のある当事者に対して、不法又は不正な行為によって認可又は許可を付与した者にも適用される。経済的責任は、当該行為に対して助成義務がある場合には、国及び地方公共団体のそれぞれに課せられる。
- (3) 環境負荷に責任を有する当事者又はその法律上の承継人は、汚染源及び自らが

引き起こした直接的又は間接的な過度の環境負荷の影響を除去しなければならない。

(4) 企業及びその他の法人の所有者の交代、所有権譲渡、私有化過程における財産の原状回復、法定承継不動産設定、破産、及び清算は、当事者による環境負荷についての査定又は決定を伴う。いかなる所有権移転も責任の承継的な追及を伴う。

#### 第10条（環境負荷に対する原状回復の原則）

(1) 環境負荷に責任を有する当事者は、法令により、環境負荷から生ずるすべての損害費用を賠償する。損害費用は、責任ある当事者の利益となるような方式で、自治体に負担させ、又は環境の良質性を犠牲にして算出されてはならない。

(2) 前項の規定は、法律の定めるところにより、輸入された物資（輸入物資のダンピング及び政府からの補助金を受けた輸入品のダンピング）にも適用される。

(3) 本条第1項の費用は、環境負荷の形態によって、環境保全の一般的費用、環境の価値下落、環境への危険、及び健康被害に対する賠償費用、環境損傷除去の費用、税額、及び補償費を含む。

(4) 環境負荷の減少を促進することを目的として、また、環境に対して最小の有害性を有する代替物の利用を確保する観点から、原料、燃料若しくは生産物の環境有害組成物としての水準、それらの利用の有害性、設備の稼働若しくは付帯設備の有害性、又は廃棄物発生を考慮して、環境税を定める。

(5) 環境負荷をより少なくすることを目的として、地方公共団体は、本法又はその他の法律により税額及び補償金を定める。

#### 第11条（強制保険の原則）

(1) 環境危機に責任を有する当事者は、法律に従って、生態系に影響を与える事故から生ずるであろう第三者、国及び地方公共団体への損害賠償責任のための保険に加入しなければならない。

(2) スロヴェニア共和国政府（以下「政府」という。）は前項の保険の種類及び環境汚染による損害賠償の補償額を定める。

#### 第12条（強制的助成措置の原則）

(1) 環境負荷の当事者を確定できず、又は他の方法で環境負荷の結果が除去できない場合には、本法第65条により、国及び地方公共団体はその結果を除去するための、及び特定の又は確定しうる当事者の責に帰すことができない損害の拡大防止のための費用を負担する。

(2) 前項の場合において、責任ある当事者が事後に判明したときは、損害の拡大防止費用を支出した国及び地方公共団体は、その費用の求償を請求する権利及び義務を有する。

(3) 前項の規定は、環境負荷の結果から生ずる有責当事者への課徴金付加について

の法律上の根拠がない場合にも適用される。

(4) 国は、環境負荷の原因が国外にあるとき、及び他国内の原因によって引き起こされたスロヴェニア共和国内の環境負荷の問題が解決されないときは、強制措置を講ずる。

#### 第13条（助成の原則）

(1) 国及び地方公共団体はその権限において環境の潜在的生産能力の消耗を減ずる行為、原料及びエネルギーの消費を減少させる行為、許容汚染基準以下に環境負荷を抑止又は制限する行為を助成する。複数の代替原料及びエネルギー資源を利用できる者は、環境にもっとも損害を与えない原料又はエネルギーを利用するようつとめなければならない。

(2) 国は免税措置によって環境負荷を防止又は最小限とする活動を助成する。免税措置の決定は、環境に対してより親和的な装置、技術、設備、製品、事業及び行為を優遇する原則にしたがう。

#### 第14条（市民への情報公開及び情報開示）

(1) 環境状況及び環境変化についての情報、国及び地方公共団体の機関、公共事業の実施に関与する当事者、並びに環境についての公的権限を有する者のとる手続き及び行為に関する情報は市民に開示される。

(2) 前項の当事者は、市民に情報を開示しなければならない。また、所定的方式で情報の請求がなされた日から1か月以内に利害関係を有する個人及び組織に対し所定的方式により実費でその情報を提供しなければならない。

(3) 営業行為が何らかの形態で環境に負荷を与える当事者は、本法第92条第3項の規定により、地方公共団体の権限を有する部局を通じて、自らが引き起こした環境負荷の情報を前項の方式で市民に開示しなければならない。

#### 第15条（権利保護の原則）

(1) 環境に影響を及ぼす行為についての決定を行うに際しては、行為を行う者は、当該行為の全継続期間を通じて、所定的方式で行為し、健全で汚されていない環境に対する他方当事者の権利の行使を一切の対価要求を伴わずに確保するために所定のすべての及びその他の合理的な措置をとらなくてはならない。

(2) 健全かつ清潔な環境に対する権利の行使にあたって、市民、団体、諸連合、及び諸組織は、ある行為が環境に対して現在及び将来にわたって直接の脅威となる場合、又は環境に対する危機的負荷若しくは危機的損壊を与える場合、又は人の生命及び健康に直接に危険を与える場合は、その行為の差止を求めて訴訟を提起することができる。また、その影響の可能性が相当の合理性をもって証明されるときは、その行為の開始の差止を求めて訴訟を提起することができる。

(3) 裁判所は他の措置では結果の発生を防止することが不可能な場合に限り前項の措置の実施を命じることができる。

(4) 健全かつ清潔な環境に対する権利の行使を目的として、第56条第1項第6号の当事者は、訴訟手続きで審理される行為の許可についての決定が当該権利を侵害する可能性がある場合は、当該訴訟手続きに参加する権利を有する。

(5) 健全な環境のための市民の権利の保護は法律上オンブズマンの責任である。

## 第II章 天然資源の保護

### 第1節 総則

#### 第16条（自然国有財産）

(1) 耕地、森林、地下、カルスト、湖水、海、及び荒地の一体的に調和した生態系の一部である国の資源は、国又は地方公共団体の財産である。国に帰属する自然国有財産及び地方公共団体に帰属する自然国有財産の区別並びにその開発の一般的条件は法律によって定める。

(2) 自然国有財産の開発は、その財産そのものに脅威を与えない方法又はその自然役割を制限しない方法によって行われる。

(3) 前項の規定は、自然国有財産利用にかかる特定の権利取得の条件及びその他の利用（二次的利用）条件の設定に同様に適用される。

(4) 特定地域の自然財産の地位は、政府若しくは地方公共団体の規則によって指定、指定解除、又は再指定（復位）される。利用大綱は地位の告示とともに定められる。

(5) 前項の地位は、自然計画規制を根拠とする場合に限り再指定又は解除される。

#### 第17条（資源の保存及び流通）

(1) 公水域、漁業海域における水、鉱物又は鉱石、野生生物、魚類及びその他の水生野生動植物は国有財産である。国及び地方公共団体は大気保全の責任を有する。

(2) 土地及び森林に対する所有権の取得及び享受は、その生態学的機能の脅威となってはならない。

(3) 自然資源の類別、自然財とされる自然資源、自然資源の保全、及び自然資源の経済開発の条件は、法律の定めるところによる。

(4) 質的又は量的な経済開発が自然資源の存在を侵害することがありうる前項の条件を定める場合は、自然資源の希少性、危険となる状態、及び再生能力が考慮される。

#### 第18条（非消費自然資源）

- (1) 消費に適さない自然資源及びその保護は法律の定めるところによる。
- (2) 非消費自然資源に関する行為、その享有、開発、利用、及び処理の基本的前提は、価値を有する非消費自然資源の質が悪影響を受け又は破壊されないことである。

#### 第19条（自然財の保全）

(1) 自然財の保全地位は法律の定めるところによる、また、地方にとって重要な意義を有する自然財については、法律にもとづき地方公共団体により採用された規則によって告示される。自然財の保全地位はすべての自然財、特定の事例、集団、又は範疇に適用される。

(2) 前項の法律又は規則は、特に、次の各項の規定を含む。

1. 保全の目的
2. 保全地域の境界又はその他の保全自然財の範囲及び要素
3. 保全制度及び特別立法による特定の保全制度の設定
4. 詳細な保全制度が採用されるまでの監督官の権限、義務及びその特定の責務

(3) 特に、前項に規定された保全制度は、次の各項を含む。

1. 自然財又はその一部についての重要性のレベルの決定
2. 保全の程度及び手段の決定
3. 自然財又はその一部の調和、多様性並びに良質性の維持のための条件及び手段の決定
4. その他特定の条件及び手段

(4) 自然財の利用若しくは開発の禁止又は制限を原因とする、権利の取消し又は限定に関する免税措置、助成、補償又は免責は告示書によって定められる。

#### 第20条（公用徴収及び先買権）

(1) 保全自然財としての地位を有する地域内の不動産所有権は、国又は地方公共団体の利益のために法定手続き及び以下の理由により法律によって規定される方法にしたがって、取消し又は制限される。

1. 国有自然財産を公的利用に供するため。
2. 特定の希少天然資源及び再生困難な資源の開発を防止するため。
3. 自然遺産の保護、その公的利用及び公的享受を保護するため。
4. 天然資源の生態学的機能、予防的機能、及びその他法定の公共機能に資するため。

(2) 保全自然財としての地位を有する地域内の不動産の売買において国及び地方公共団体は先買権を有する。

## 第 2 節 天然資源の利用許可

### 第21条 (利用許可の方式及び支払)

- (1) 国又は地方自治体 (以下「供与者」という。) は、法人又は個人 (以下「譲受人」という。) に対して、その所有する天然資源に対する利用許可を、その者が管理、利用、又は開発する能力を有するときは対価をうけて付与する。
- (2) 国有財産である天然資源の利用許可に対する対価は、政府によって定められた比率、基幹施設及び設備の到達度、環境負荷の程度を基礎として、国及び自治体に配分される。
- (3) 天然資源の利用許可は本法が規定する、諸活動及び自然財の保護に関するすべての環境基準が満たされている場合に与えられる。利用許可は公開入札により与えられる。ただし、利用許可が地方的特色に依存するため公開入札が適当でない場合を除く。
- (4) 自然国有財産に対する利用許可は、その管理に関する特定の又は二次的利用に係る権利である。
- (5) 天然資源の利用許可は、開発が譲受人の活動である場合、又は天然資源が譲受人の活動の主要な要素である場合は、経済的開発に係る権利である。
- (6) 自然財に対する利用許可は、その管理、利用、又は開発に係る権利である。
- (7) 公開入札に基づく利用権の取得にあたっては、優先的権利が認められる。天然資源を構成する区域の所有者は、本条第 1 項の条件が満たされる場合には、利用権取得についての先買権を有する。

先買権行使の規準及び方式は政府によって定められ、その地域の住民の必要性、地域の過疎化のおそれ、及び利用権の性格を有する過去の又は現存の権利について特別の配慮がなされる。政府は過疎化の恐れのある地域の天然資源に対する利用権が対価なしで認められる場合及びその条件を定める。

### 第22条 (利用許可)

- (1) 前条第 4 項、第 5 項及び第 6 項で規定されていない場合は、天然資源の利用及び開発にあたって、その資源に関する権限を有する大臣の許可を得なければならない。但し、法律に別段の規定がある場合はこの限りでない。

### 第23条 (利用許可証)

- (1) 天然資源の利用許可は利用許可証による。
- (2) 利用許可証は政府又は地方公共団体の管轄である。外国人に利用許可を付与するときは法定の書式による。
- (3) 特に、利用許可証の記載事項は次のとおりである。

1. 利用許可が付与される天然資源の限定
2. 利用許可の目的並びに利用許可の範囲及びその性質の明確な限定
3. 環境保護及び保護制度の条件の限定, 並びに天然資源の管理, 利用又は開発の方法
4. 利用許可の対象となる権利に関連して許可申請者により行われる可能性のある行為の表示
5. 利用許可申請者が履行すべき条件
6. 利用許可申請者の公的権限
7. 利用許可の開始日及び期間
8. 利用許可が規定する区域
9. 利用許可の手数料並びに国及び地方公共団体への配分割当
10. 利用許可実行の監督権限
11. 利用許可停止の事由及び方式
12. 環境の自己回復, 環境の新たな状態の創設又は環境の原状回復に関して許可を受けようとする者の責務
13. 利用許可契約を終了させる権限及び条件並びに満了日

#### 第24条（利用許可に関連するその他の問題）

(1) 許可申請者の権利の取得及び選定, 公開入札, 利用許可契約に関して生じる問題点, 許可を受けようとする者の保護及び紛争の解決, 利用許可の停止, 利用許可の譲渡, 委任利用許可, 不可抗力, 並びに許可を受けようとする者の被用者の行為に対する責任に関しては, 公営事業の許可に関する規定が準用される。但し, 法律に別段の規定がある場合はこの限りでない。

### 第三章 環境保護分野の公共事業

#### 第25条（国による公共事業）

(1) 森林, 農用地, 水域及び水量調節, 海域, 並びに地下の保護のための事業, 自然国有財産, 資源のストック及びフロー, 消費対象とはならない天然資源の保護のための事業, 土壌及びカルスト保護のための事業, 緊急時の保護及び救援事業, 並びに環境保護のその他の領域における公共事業は, 法律の定めるところによる。

(2) 廃棄物の処理に関する国の公共委任事業は, 次に掲げる事項とする。

1. 放射性廃棄物及び特定の有害な高熱量有機廃棄物, 病院, 屠畜場の有機廃棄物又は無機廃棄物, 動物を発生源とする伝染性の物質, 特定のプラスチック及びゴムの廃棄物, バイオマス, 並びに建設工事から生ずる廃棄物の収集, 分別, 保管, 及び

### 運搬事業

2. 本項第 1 号に規定された廃棄物並びに都市廃棄物の焼却、固定、コンポスト化、及びその他の破碎処理にかかる事業

3. 本項第 1 号及び第 2 号に規定された残余廃棄物処分にかかる事業

### 第26条（地方の公共委任事業）

(1) 地方公共委任事業は次に掲げるものとする。

1. 飲料水の供給

2. 都市廃水及び雨水の排水及び処理

3. 都市廃棄物の処理及び処分

4. 都市廃棄物の残余分の処分

5. 公衆衛生及び公有地の清掃

6. 公道、小径及び緑地の管理

7. 大気保護を目的とする燃焼器具及び設備、煙突の煙道及び煤煙の排出に関する検査、管理、並びに清掃

(2) 前項に規定された公共事業、特別法に規定された緊急保護及び支援にかかる事業は、地方自治体が単独で、直接的かつ強制的にこれを行なう。ただし、広域地方行政団体又は複数の市町村が合同で行う場合はこの限りでない。

(3) 前項の公共委任事業が行われない場合は、国が自らの支出により地方公共団体の領域で事業を行う。かかる事業の実施様式は、環境保護に責任を有する省（以下「所管省」という。）により遵守される政令において規定する。

(4) 事業実施主体の記録の継続、並びに建築物及び施設の地積図の記録を維持するために、実施基準、建築物及び施設の分類、技術の整備、組織の基準、管理基準、価格の安定化のための施策、並びに本条第 1 項の事業実施のためのその他の基準及び規定は、環境保護に責任を有する大臣（以下「所管大臣」という。）が定める。

## 第Ⅳ章 特定の環境保護措置

### 第 1 節 規 制

#### 第27条（基準値）

(1) 本法第 8 条の原則を考慮して、政府は、地表、水、並びに大気への物質及びエネルギーの排出基準値、摂入基準値、削減率、及びその他の強行措置を分類し、かつ特定する。このことにより現在の汚染者の基準値適合までの期間を延長し、また、より緩和した基準値を時限的に定めることができる。

(2) 前項の基準値に加えて同様に警告値及び臨界値が規定される。また、基準値に基づき長期の勧告をなすことができる。

(3) 都市自治体は、その管轄地域に対して、前項の規定より一層厳格な基準及び関連措置を定めることができる。

(4) 地方公共団体は、危機的環境状況にある地域に対して、本条第２項の規定より一層厳格な警告排出値を定めることができる。

(5) 前項の基準値を定めるにあたっては、全体的かつ統合された環境負荷により生じる可能性のある影響及び調整のために必要な期間を考慮する。

#### 第28条（危機的環境の地位）

(1) 危機的環境の地位及び包括的な原状回復のための制度は、予測される自己回復の複雑性、特定地域における環境負荷の構成要素及び範囲、又はその他の環境要素に基づいて、政府により決定される。

(2) 特に、前項の規則は、強行的責任体系、条件、措置、基準、個々の自己回復プログラム及び措置の実現のための基準、それらの準備及び実現のための期間を含み、また、新たな環境状態の強制的創設又は環境の過去の状態への復帰を含む。原状回復のための制度は全体的かつ統合された環境負荷の規準に基づく。

(3) 本条第１項の規定が地域的重要性を有する事項に関連する場合は、危機的環境の地位は、地方公共団体の規則により決定される。

#### 第29条（保護規則及び命令）

(1) 野生動物、植物種、及びそれらの自然生息地の分類及び保護、並びに生態学的多様性、自然の均衡を保全するための目的及び実施規則は、政府がこれを定める。

(2) 環境保護に関する次の事項は地方公共団体が特別規則を定める。

1. 地域的に重要な公有地の利用、行動、及びその他の行為を行う際の条件並びに方式

2. 環境負荷に対して特別に保護しなければならない地域、利用時間の制限、及びその他の保護措置

#### 第30条（行為の規則）

(1) 所管大臣は、他の主務大臣と協力して、次の事項に関して行為の規則及び等級を定める。危険の程度、技術的特質、届出義務、製造の禁止及び制限、取引、天然資源の利用、物質の破碎、最小化及び蓄積に関連する消費、特に、エネルギー、パッケージ及び廃棄物の有害性。エネルギー生産の原料及び物質の代替、排出、エネルギー並びにパッケージ。リサイクル、輸送、貯蔵、危険の削減、警告、注意、保安。その他の委任行為の種類。

(2) 所管大臣は、廃棄物の分類、前項に規定された委任行為のほか、以下の事項に

関する条件を定める。

1. 廃棄物の収集、分別、保管及び運搬
2. 廃棄物の輸入、通過及び輸出
3. 廃棄物のリサイクル、コンポスト化及びその他の再利用の方法
4. エネルギー生産物、原料又は混合物としての廃棄物利用を含む廃棄物の破碎その他の処理方法
5. 廃棄物の処分

(3) 前項第4号に規定により、所管大臣は、委任行為手続に基づく当事者の業務条件が実質上悪化しない場合に限り、委任行為手続を課する命令を発することができる。

(4) 本法第25条に、特定のタイプの廃棄物、その処理及び処分に関して責任ある公共事業についての規定がなく、またそうした行為の主体として登録された組織が存在しない場合は、所管大臣は、複数の廃棄物製造者及び所有者に対して、廃棄物の処理及び処分に必要な組織の創設を命ずることができる。但し当事者による適切な処理及び処分が確保できない場合に限る。

(5) 本法における地方公共委任事業のために、地方公共団体は本条第2項に定められた委任行為手続より厳格な実施規定を定めることができる。

### 第31条（輸入の承諾及び禁止）

(1) 所管大臣は、輸入物品及び輸入技術に対する恒常的又は一時的な生態学的検査を命じる決定を行う。すなわち、スロヴェニア共和国の全領土での一定の物品及び技術の恒常的又は一時的な輸入、輸出及び通過が禁止される場合、並びに所管大臣の事前の承諾を要する場合である。

(2) 所管大臣は、輸入物品及び輸入技術に対する恒常的又は一時的な生態学的検査の実施方法を定める。

## 第2節 許可

### 第32条（移動施設及び検査に対する許可証）

(1) 環境保護を目的とする移動式施設利用の許可証は所管大臣により付与される。許可証を付与しない決定に対しては異議を申し立てることができる。

(2) 許可証の発給申請証は、当該施設の全体的な稼働計画、及び施設稼働による環境影響報告書を含む。

(3) 前項で規定された報告書の準備にあたっては第56条の規定が準用される。許可証発給の手続に関しては、第60条から第63条までの規定が準用される。

(4) 移動施設の稼働のために環境に影響を及ぼす行為が必要とされる場合は、その

行為の許可証は、土地空間の開発及び利用を規制する諸規則にしたがって付与される。自然遺産としての地位を有する地域での行為の場合は、許可証は主務大臣の承諾がある場合にのみ発給される。

(5) 前項の規定は、他の施設の稼働検査及び期間が限定された環境保護手続の検査に適用される。

(6) 本条第 1 項及び第 5 項に規定された設備及び手続一覧は所管大臣が定める。

### 第33条（例外）

(1) 緊急時又は特別の場合には、所管大臣は環境負荷に責任のある当事者に対して、通常的环境負荷を超える暫定的又は一時的許可証を付与することができる。

(2) 前項の規定が自然遺産地域に関する場合、又は人の健康への危害を伴う場合は、許可証は主務大臣の承諾がある場合にのみ発給される。

(3) 地方公共団体の所管する事項については、本条第 1 項の許可証は地方公共団体の主務部局により発給される。

(4) 前項の許可証は、暫定的又は一時的な過度の環境負荷が重大な環境負荷、環境への危害、又は環境損傷を伴う場合には発給されない。許可証は有害な環境負荷を除去するための条件を定める。

## 第 3 節 制限、差止命令及び禁止

### 第34条（一時的な保護）

(1) 公的義務により、又は組織若しくは個人のイニシアチブにしたがい、主務省庁は、特定の自然資源の全部又は一部が自然財の性格を有すると正当にみなされる場合には、かかる自然資源を一時的に保全し、また、保全の条件及び措置を定める。

(2) 第19条第 3 項第 4 号の保護の範囲、条件及び措置の他、一時的な保護命令は、2 年を超えない範囲で、有効期限を設定することができる。

### 第35条（例外措置）

(1) 委任行為の原則にしたがい、環境事故又は環境に対する損壊の発生時には、所管大臣は、特定類型の天然資源保護に責任をもつ各大臣及び厚生大臣の同意を得て、また、市民防衛及び市民救助の措置を要する場合には、市民防衛及び市民救助に責任をもつ大臣の同意を得て、有責当事者又は権限を有する事業主に対して、委任的回復措置、新たな状態又は原状回復の創設、並びに緊急介入及び応急保護対策の実施を命じることができる。

(2) 環境負荷に責任を有する当事者への操業許可証の発給の過程で、環境に対する減価又は危険に対する補償規定がなく、かつ第78条第 2 項の規準が満たされる場合には、所管大臣は、関係当事者の請求に基づき、有責当事者に対して第56条第 1 項に規

定された事項を準備する義務を負わせることができる。また、所管大臣はその裁量により第78条第3項の契約の締結を要求することができる。

(3) 前項の規定は第78条第2項の基準を変更する場合にも適用される。

### 第36条 (査察方法)

(1) 環境保護の監視に責任を有する国家査察官は、その指定する期間内に、過度の環境負荷の原因及び結果を除去するための原状回復その他の必要な措置を定める。

(2) 前項の場合において、過度の環境負荷の原因及び結果の除去のための回復計画の必要が認められる場合は、査察官は、所管省に対して、回復計画の準備及び実行を命じるよう勧告する。

(3) 環境負荷に責任を有する当事者が前項の規定にしたがって行為しない場合は、国家査察官は法律の定めるところにより次の事項を禁止する。

1. 設備又は機器の稼働
2. 物資の利用
3. 技術的プロセス、機械、輸送手段、又は製造物の利用
4. 一定の活動の遂行

(4) 国家査察官は、前項に規定された行為が、環境に即時的な危険、その他致命的な環境負荷を与える場合、又は、他の方法でそれらを除去することが不可能の場合は、緊急応急措置のための手続きにしたがって、前項に規定された事項の実施を口頭で禁止することができる。

(5) 前項の国家査察官の決定に対しては、その執行を妨げない限り、異議を申し立てることができる。

### 第37条 (行為の一時的制限)

(1) 第27条及び第30条の規定が活動又は操業を禁止しない場合は、政府は、国土の全部又は一部において、他の手段では排除できない危機的な環境負荷の原因となる行為又は操業の実施を一定期間制限することができる。

(2) 第27条第3項及び第4項の規定並びに第36条第5項の規定により、前項の制限は地方自治体当局によっても命じられる。

### 第38条 (国民への警告)

(1) 健康、市民防衛及び市民救助に責任のある諸大臣と協力して、所管大臣は、第27条第2項の基準値を超える場合は、警告、勧告、及び緊急措置を命じることができる。

(2) 地方自治体又は都市自治体は、第27条第3項及び第4項に該当する場合は警告及び勧告を命じることができ、また、都市自治体は前項の緊急措置を命じることができる。

(3) 計画されている行為が環境危機を招く可能性を環境影響報告書が示唆する場合には、活動許可証には、国民への警告、指示、及び助言の義務が明記される。

#### 第39条（製造者の警告）

(1) 製造者又は販売者は、製品及びそのパッケージが引き起こす、又は引き起こす可能性のある環境負荷を明示することなく、原料、半製品、又は完成品を販売してはならない。表示は、製造、輸送、消費過程における製品及びそのパッケージの取扱い、及び有効な基準並びに第30条の活動規定に適合する利用法にそった指示でなければならぬ。

#### 第40条（通知及び協力の義務）

- (1) 環境への脅威、危機的な環境負荷又は環境損壊の存在を発見した者は、環境査察官、その他の国の機関、又は地方公共団体に速やかに報告する義務を負う。
- (2) 前項の義務はまた、生態系にかかわる事故を知った者にも準用する。
- (3) 警察、権限のある内務省の官吏、及びその他権限内に属する事項を処理する資格のある者によって、第100条違反が発見された場合は、環境査察官へ報告される。
- (4) 国及び地方公共団体の行政官は、環境に対して損壊を与える事象の発見及び環境負荷に責任のある当事者に関する情報の開示について、環境査察官と協力し、また、査察官を援助する義務を負う。

### 第4節 環境保護担当者及び生態系記録の管理

#### 第41条（環境保護担当者）

- (1) 環境負荷に直接の責任を有する法人は環境保護担当者を任命する義務を負う。
- (2) 環境保護担当者とは、環境負荷に責任のある当事者の被雇用者、又は所管大臣が定める条件を満たす、当該目的のために雇用された者である。
- (3) 環境保護担当者は、
  1. 環境負荷に責任のある当事者による環境保護規定を実施する。
  2. 環境負荷に責任のある当事者に対して、環境負荷の影響の防止及び除去手段を勧告する。
  3. 第14条により市民の情報へのアクセス及び情報の普及を確保する。
  4. 環境保護に関する事項に関して、国及び地方公共団体の所管機関、並びに環境保護機関及び環境保護団体と協力する。
  5. その権限に応じて、環境保護に関するその他の業務を行う。
- (4) 環境負荷に対して責任を有する者は、環境保護担当者の職業的地位の独立を確保し、適当な労働条件を提供しなければならない。
- (5) 環境負荷に責任を有する者は、所管大臣及び所在地の地方公共団体に環境保護

担当者の氏名及びその権限を通知する。

#### 第42条（生態環境記録の管理）

(1) 製造又は非製造活動に従事する者は、その事業の一部として生態環境記録の管理を行う。生態環境記録は、環境負荷の性質及び特性に伴うエネルギー消費並びに資源消費の記録を含む。生態環境記録は所定の書式で管理されなければならない。

(2) 所管大臣は、他の主務大臣の意見を聴取したうえで、所管省へ提出する資料の内容及び提出方式について定めるとともに、生態環境記録の利用、範囲、内容及び特定の利用類型の管理方法について規定する。

### 第5節 奨励措置

#### 第43条（環境ラベル）

(1) 製品の生産、供給、消費、最終処分形態において、他の同種の製品に比して、関連規則が許容する環境負荷を大幅に下回る場合、消費財の製造メーカーは環境ラベルを授与される。

(2) 環境ラベルの取得及び利用のための条件及び手続は所管大臣が定める。

(3) 選考手続は、保健協会、国立規格・計測学協会、及び消費者保護組織の協力を得て、国立環境保護協会が公正競争の原理に基づいて行う。

(4) 環境ラベルは所管大臣により授与される。

#### 第44条（認証及び表彰）

(1) 環境保護の分野での業績に対する認証及び表彰は、前条の関連規定に基づき、次に掲げるものを対象とする。

1. 科学技術上の解明及び業績
2. 研究開発計画
3. 教育分野での業績
4. 各種団体、職能組合、その他環境保護のための非政府組織及び個人による貢献
5. 環境負荷がもたらす負の影響の防止

## 第V章 環境保護研究、実施要項及び計画

### 第1節 調査研究

#### 第45条（環境保護研究及びプロジェクト）

(1) 国の「調査研究計画」における必須要素は、環境保護の分野での基礎研究、応用研究及び開発計画に対する指示である。

- (2) 所管省は、前項の研究計画を準備するにあたり次の各号に配慮する。
1. 環境保護に関する国の「調査研究計画」の内容に対する提案及び勧告。
  2. 「調査研究計画」の環境保護に関する部分についての見解にかんする強行規定。
  3. 環境保護の見地からみた「調査研究計画」のその他の部分の論拠の確定。
- (3) 所管省は、次の諸点に配慮して、環境保護の分野での国の研究開発プロジェクト推進のための「調査研究計画」の策定に参画する。
1. 公正競争のための環境保護研究開発の課題を提供すること。
  2. 環境保護に関する研究開発のアセスメントに関与すること。
  3. 他の調査研究領域で提起されたプロジェクトとの調整に関して、環境保護についての見解を提出すること。
  4. 開発プロジェクトに対し環境保護に適合する財政支援を行うこと。
- (4) 調査研究活動について責任をもつ省庁との事前の調整を行った後、所管省は環境保護分野における研究開発プロジェクトの資金援助を単独でなすことができる。

#### 第46条（環境保護協会）

- (1) 環境保護の分野での調査研究は、研究活動に関する法定の諸条件を満たす研究機関並びにその他の法人及び自然人により行われる。
- (2) 複合的な調査研究活動及び環境保護のための包括的な調査を実施するために、スロヴェニア環境保護機関は、研究活動についての規則に基づき、公共研究機関として設立される。
- (3) 前項の機関は、環境保護のための市民サービス、環境保護に関するオンブズマンのための専門的なサービス、独立の情報サービス、及び外国の関連非政府間組織との連携のために活動する。

## 第2節 実施要項

#### 第47条（国の環境保護実施要項の準備）

- (1) 国の環境保護実施要項は、政府の勧告により、スロヴェニア共和国国民議会（以下「国民議会」という。）により採択される。
- (2) 国の環境保護実施要項は、環境保護の目標、ガイドライン、戦略、及び今後10年以上の天然資源利用に関する項目を含む。この実施要項は他の分野の国の実施要項及び計画と整合していなければならない。

#### 第48条（国の環境保護実施要項の内容）

- (1) 国の環境保護実施要項は特に次の各号を含む。
1. 環境及び環境負荷の状態、並びに国民の健康への影響
  2. 環境及び個々の天然資源のアセスメント並びにそれらの危機的状況

3. 環境動向及び環境状態についての長期的展望
  4. 実現のための到達可能な目標及び手段
  5. 必要な資金援助手段及びその財源
  6. 優先される職務内容及びプロジェクト
  7. 予期コスト・ベネフィット分析
  8. 環境保護活動及び公共事業進展のためのガイドライン
- (2) 国の環境保護実施要項は、全地球レベル、国家レベル、地域レベル、及びローカルなレベルに区分される。

#### 第49条（作業実施要項）

- (1) 国の環境保護実施要項の目標及び任務は、最長4年間適用される作業実施要項において細目を定める。
- (2) 前項の作業実施要項は、所管大臣が他の主務大臣と協力して準備し、政府が採択する。

#### 第50条（地方公共団体の実施要項）

- (1) 都市自治体は、第47条、第48条及び第49条の規定に基づき、相当と認められる場合は、管轄区域に対して環境保護実施要項及び作業実施要項を採択する。
- (2) 地方自治体又は広域地方行政団体は、独自の環境保護実施要項を採用することができる。
- (3) 前二項の実施要項は、国の環境保護実施要項と抵触してはならない。

### 第3節 計画

#### 第51条（環境脆弱性研究）

- (1) 環境に影響を及ぼす行為についての計画立案、実施要項、及び詳細計画、並びに地域開発の方向づけは、環境脆弱性研究に基づく。
- (2) 本邦の全領土内の各地域における環境脆弱性研究は、他の諸大臣と協力して所管大臣が準備する。
- (3) 環境脆弱性研究が、広域地方行政団体の範囲内において、又は他の地方自治体との協力によっては準備されない場合は、地方自治体はその管轄区域について当該研究を準備する。

#### 第52条（環境脆弱性研究の内容）

- (1) 環境脆弱性研究は、国土の生態系区画に基づき、環境及びその構成要素についての質的及び量的な分析、諸活動に対する感応性、環境の再生力及び中和力、包括的かつ総合的な環境負荷及び環境危機の到達レベル、環境への負荷の許容範囲に関するアセスメント、環境への負荷に対して提唱された保護レベルをその対象とする。ま

た、過度の環境負荷のために新規の活動が認められない地域をその対象とする。

(2) 生態系に基づく分割についての原則、並びに国及び地域レベルでの環境脆弱性研究の準備のための方法論は、健康、個々の天然資源の保護、並びに市民防衛及び市民救助に関する責任を有する各大臣と協力して、所管大臣が定める。

#### 第53条（環境保護の水準）

(1) 環境脆弱性研究に基づいて、国民議会又は地方公共団体は、環境負荷に対する環境保護水準を決定する。この決定は次の各号につき、強行規定とする。

1. 国及び地方公共団体の計画文書
2. 法定の天然資源管理に関する部門計画
3. 特定の空間に影響を及ぼす活動その他の活動の認可
4. 原状回復実施要項の準備

(2) 環境保護水準内の区域とは、集合的な手段及びその他の手段が、総体としての環境への負荷の増大を防止し、又は第28条の水準以下に引き下げることを確保する場合、新規の活動が認可される地域である。

(3) 国民議会又は地方公共団体は、少くとも4年ごとに本条第1項に基づき議会を通過したすべての決定を審査し、必要に応じて、その内容を修正又は追加する。

### 第4節 環境影響の包括的アセスメント

#### 第54条（環境影響の包括的アセスメント）

(1) 前条第1項第1号及び第2号において指定された文書を採用する前に、その準備について責任のある者は、所管省から許可証を取得しなければならない。

(2) 所管省は、包括的環境影響アセスメント研究に基づいて前項の許可証を発給する。包括的環境影響アセスメント研究は、計画された活動及び特定の間行動相互の環境への影響という観点から見た計画文書の準備又は部門計画について責任をもつ機関が準備する。

(3) 本条第1項の許可証を発給する前に、所管省は、当該地域に関し法定の特別な同意規定がある場合を除き、健康、個々の天然資源の保護、市民防衛及び市民救助並びにその他災害に対する保護に関して責任をもつ各省庁と協議する。

(4) 包括的な環境影響アセスメント研究の準備のための詳細な内容及び方法は、前項の各大臣と協力して所管大臣が定める。

## スロヴェニア共和国の環境保護法について

この翻訳は、研究会のメンバーである黒木三郎がスロヴェニア共和国を1995年に訪れた折りに入手したスロヴェニア共和国環境保護法の英訳テキストを、黒木三郎・岩崎由美子・大橋憲広・林研三・前川佳夫が翻訳したものである。

スロヴェニア共和国は、1991年6月25日に旧ユーゴスラビアからの独立を宣言した。面積約2万平方キロメートル、人口約200万人、首都はリブリャナである。人口の約90パーセントはスロヴェニア人であり、他にクロアチア人・セルビア人・ハンガリー人などの少数民族がいる。人口の約82パーセントはローマカトリックを信仰する。旧ユーゴスラビアの中でスロヴェニアは経済的にもっとも発展した地域であった。人口は旧ユーゴスラビア全体の8パーセントにすぎなかったが、GDPの20パーセント以上を生産していた。独立後の混乱に伴い1991年の工業生産は前年比21パーセント減少して1975年のレベルにまで落ち込んだ。また1993年の失業率は14パーセントであった。他方で政府は、1991年には240パーセントであったインフレ率を1993年には20パーセントに抑えることに成功した。

1991年の憲法では複数政党制が保障されている。国家元首は5年ごとに直接選挙で選出される大統領であるが、形式的な権限を持つにすぎない。ちなみに隣国のクロアチアでは大統領は強大な実権を有している。行政の長である首相は二院制の議会によって任命・解任される。基本的人権はヨーロッパ諸国にならって保障されている。国土は62の地域に区分されており、地方行政府が統治する。1991年憲法以前の議会は社会政治評議会・連合労働評議会・自治体評議会の三院制であったが、1992年12月6日の選挙によって構成された議会は、上院 (Dravni Svet) と下院 (Dravni Zbor) の二院制である。上院は任期5年で定数40人であり、そのうち22人は選挙で選ばれ、他の18人は職業団体や利益団体などから選出される。下院は定数90人であり、任期は4年である。このうち40人は選挙区選挙で選ばれ、他の50人は最低3パーセントの得票率を条件として政党ごとに比例代表方式で配分される。

スロヴェニア共和国の環境保護法は1993年6月2日に制定され、全文112条からなる。ここで今回掲載分 (前半部分) について概観しておくと、第1条から第15条は基本的概念及び基本原則を提示し、第16条から第19条は保護の対象を定める。第20条から第24条では環境の利用について述べ、第25条から第26条

では国の責任を規定する。第27条から第44条では、具体的な環境保護の活動を定める。第45条から第54条では環境保護計画を規定する。全体として他のヨーロッパ諸国の環境法を踏襲していると思われるが、第5条における環境保護の対象の詳細な規定や、国と地方自治体の責務が明確に分類されているところなどに特徴がある。

入手できたテキストが英訳であり、しかもその英文のスタイル及び用語に独特のものがあるために意識によったところもある。現在訳者たちは原文及びドイツ語訳の入手を在東京スロヴェニア共和国大使館に依頼している。訳者たちは環境法を専攻するものではないため、不適切な表現もあるかもしれない。読者のご叱正をお願いしたい。なおスロヴェニア共和国の法律の紹介としては森下忠「スロヴェニア刑法典」（判例時報 1569号）がある。

（大橋記）